

米国向け日本産うんしゅうみかん生果実の輸出検疫条件の概要

米国（※）向けに日本産うんしゅうみかん生果実を輸出する場合には、下記の条件を満たさなければならない。

※ アメリカ領サモア、北マリアナ諸島、プエルトリコ及び米領バージン諸島を除く。

1 対象植物

うんしゅうみかんの生果実

2 検疫対象病害虫

ミカンバエ、カンキツかいよう病、コウノアケハダニ、ミヤケアケハダニ、タイワシ、フジコナカイガラムシ、ミカンヒメコナカイガラムシ、ヤノネカイガラムシ、ミカンクロアブラムシ、ミカンキジラミ

3 主な検疫条件

本州、四国 注1)	九州 注2) (福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県)
- 生産園地の登録 - 選果こん包施設の登録 - 果実の表面殺菌 - 選果・こん包 - 輸出検査	- 生産園地の登録 - 選果こん包施設の登録 - 生産園地及びその周囲でのトラップ調査 - 生産園地での生果実調査 - 果実の表面殺菌 - 選果・こん包 - 輸出検査

注1：中国四国農政局管内（岡山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）からの輸出については、農林水産省植物防疫課までご相談下さい。

注2：九州農政局管内のうち大分県、宮崎県及び鹿児島県については、条件設定がなく、輸出不可。

（1）生産園地の登録

生産者等は、植物防疫所に生産園地の登録の申請を行い、植物防疫所が登録する。

（2）選果こん包施設の登録

選果こん包施設の責任者は、植物防疫所に選果こん包施設の登録の申請を行い、植物防疫所が登録する。

（3）ミカンバエを対象としたトラップ調査及び生果実調査の実施（福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県に限る）

植物防疫官又は検査補助員が以下の調査を実施。

① 生産園地及びその周囲でのミカンバエに対するトラップ調査の実施。

ア 調査の実施時期は、6月1日から10月31日まで。

イ タンパク質加水分解物を誘引剤としたガロントラップを使用する。

ウ トラップ調査密度は4km²当たり1個とし、生産園地及びその周囲に設置する。

エ 2週間ごとにトラップを点検し、誘引剤は2週間ごとに交換する。

- ② 生産園地でのミカンバエに対する生果実調査の実施。
 - ア 調査の実施期間は、9月1日から10月31日まで。
 - イ 調査間隔は、2週間に1回とする。

（４）果実の表面殺菌の実施

輸出される生果実は、登録選果こん包施設において、次亜塩素酸ナトリウム液による生果実の表面殺菌を実施する。

（５）選果・こん包及び表示の実施

登録選果こん包施設において選果・こん包を実施し、こん包する箱には、以下の字句を表示する。

- ① 米国向けの表示

For U.S.A.

- ② 輸出可能な地域に係る表示

Grown in Japan. Prohibited entry into American Samoa, Northern Mariana Islands, Puerto Rico and U.S. Virgin Islands

（６）輸出検査の実施

日本の植物防疫官による輸出検査を受け、以下の条件に適合していれば、植物検疫証明書が発給される。

- ① 検疫対象病害虫の付着がないこと。
- ② 茎（2.54cm（＝1インチ）未満の茎を除く）、葉、枝が付着していないこと。
- ③ こん包する箱には、日米間で定められた表示がなされていること。
- ④ 貨物であること。

（７）その他

- ① （３）のトラップ調査、生果実調査又は（６）の輸出検査において、ミカンバエが発見された場合、当該生産園地が所在する都府県からのうんしゅうみかん生果実のその年の輸出は認められない。
- ② 米国側での輸入検査において、複数回病害虫が発見された場合は、病害虫の付着の原因が特定され、適切な措置が講じられるまでの間、日本からのうんしゅうみかん生果実の輸出は停止されるとともに、米国側が必要と認めたときは、米国検査官による現地査察を実施する（米国検査官の招へい費用は日本側負担）。

米国向け日本産うんしゅうみかん生果実の輸出フローチャート

(※)は、福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県に限る。

生産園地の登録申請(毎年4月30日まで)
選果こん包施設の登録申請(毎年8月31日まで)



植物防疫所による生産園地の登録
植物防疫所による選果こん包施設の登録



生産園地及びその周囲における
ミカンバエに対するトラップ調査(※)



生産園地でのミカンバエに対する果実調査
(※)



登録選果こん包施設における表面殺菌



登録選果こん包施設における選果・こん包



輸出植物検査申請



植物防疫官による輸出検査



* 植物検疫証明書の交付

輸出

1. 生産園地の登録

生産者等は、植物防疫所に生産園地の登録の申請を行い、植物防疫所が登録する。

2. 選果こん包等施設の登録

選果こん包施設の責任者は、植物防疫所に選果こん包施設の登録の申請を行い、植物防疫所が登録する。

3. 生産園地及びその周囲のミカンバエに対するトラップ調査の実施(※)

- (1) 調査の実施期間は、6月1日から10月31日まで。
- (2) タンパク質加水分解物を誘引剤としたガロントラップを使用する。
- (3) トラップ設置密度は4km²当たり1個とし、生産園地及びその周囲に設置する。
- (4) 2週間ごとにトラップを点検し、誘引剤は2週間ごとに交換する。

4. 生産園地でのミカンバエに対する生果実調査の実施(※)

- (1) 調査の実施期間は、9月1日から10月31日まで。
- (2) 調査間隔は、2週間に1回とする。

5. 果実の表面殺菌の実施

輸出される生果実は、登録選果こん包施設において、次亜塩素酸ナトリウム液による生果実の表面殺菌を実施する。

6. こん包の実施

登録選果こん包施設において選果こん包を実施し、こん包する箱には、仕向地等、日米間で定められた表示を行う。

7. 輸出検査

日本の植物防疫官による輸出検査を受け、以下の条件に適合していれば、植物検疫証明書が発給される。

- (1) 検疫対象病害虫の付着がないこと。
- (2) 茎(2.54cm(=1インチ)未満の茎を除く)、葉、枝が付着していないこと。
- (3) こん包には日米間で定められた仕向地等が表示されていること。
- (4) 貨物であること。

注:3.トラップ調査、4.生果実調査又は7.輸出検査において、ミカンバエが発見された場合、当該生産園地が所在する県からの生果実のその年の輸出は認められない。